

意見聴取等の進め方について

平成24年10月29日
四 国 地 方 整 備 局



1. 意見聴取の実施について（案）

(1) 意見聴取対象

山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に示されている検討結果の報告書（素案）（以下「報告書（素案）」という。）を作成し、関係者の意見を聴く予定。

(2) 意見を聴く者と意見聴取方法

①学識経験を有する者

河川法第16条の2等に準じて、肱川水系河川整備計画の策定の際に意見を聴いた学識経験を有する者等の意見を聴く予定。（別添1）

②関係住民

河川法第16条の2等に準じて、大洲市内にて「住民の意見を聴く場」を開催し、意見を聴く予定。（別添2）

③関係地方公共団体の長

河川法第16条の2等に準じて、山鳥坂ダム建設事業に関する愛媛県知事の意見※¹を聴く予定。※²

※1 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」
（河川法施行令第10条の4）

※2 関係地方公共団体の長への意見聴取は、①、②の状況について報告した上で意見を聴く予定。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場の開催について（概要）

1. 概要
肱川水系河川整備計画策定時に意見聴取を行った学識経験を有する者等から意見を聴く予定です。
2. 意見聴取対象
「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
3. 開催日時
平成24年●●月●●日（●）●●時●●分～
4. 開催場所
大洲市内（予定）
5. 公開等
 - ・ 会議は公開。
 - ・ カメラ撮りは冒頭部分のみ可。
 - ・ 報道機関の方以外で希望される方は傍聴可。
6. 意見を聴く学識経験を有する者

いふく まこと 伊福 誠	愛媛大学 大学院理工学研究科 教授
おおもり こうじ 大森 浩二	愛媛大学 沿岸環境科学研究センター 准教授
さとう こういち 佐藤 晃一	愛媛大学 名誉教授
さわだ よしなが 澤田 佳長	野生生物環境研究センター 所長
すずき こういち 鈴木 幸一	新居浜工業高等専門学校 校長
どい やすまさ 土居 泰正	元大洲市立博物館長

（五十音順 敬称略）

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 関係住民からの意見を聴く場について

平成 2 4 年 ● ● 月 ● ● 日
国土交通省四国地方整備局

国土交通省四国地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日開催の「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下により関係住民の皆様からの意見を聴く場（以下「意見を聴く場」という。）を開催いたします。また、報告書（素案）の内容について理解を深めていただくために説明会を開催いたします。

1. 意見聴取対象
「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）

2. 意見聴取対象者
肱川流域に在住の方

3. 意見聴取方法
意見を聴く場の開催に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を発表していただく機会として紙面による意見を提出していただくことも併せて行います。

4. 報告書（素案）説明会
報告書（素案）の内容について理解を深めていただくため、以下により、説明会を開催します。なお、説明会の参加の有無に関わらず意見を述べることは可能です。

※報告書（素案）は、各会場において100部準備しています。先着順にてお渡しします。

【西予市会場】開催日時：平成 2 4 年 ● ● 月 ● ● 日（●●）●●時から
（受付開始●●時●●分）

開催場所：●●●●●
【内子町会場】開催日時：平成 2 4 年 ● ● 月 ● ● 日（●●）●●時から
（受付開始●●時●●分）

開催場所：●●●●●
【大洲市会場】開催日時：平成 2 4 年 ● ● 月 ● ● 日（●●）●●時から
（受付開始●●時●●分）

開催場所：●●●●●

5. 意見を聴く場への応募方法

(1) 応募方法

報告書（素案）に対して、意見の発表を希望される方は、「別紙ー1 留意事項」を確認した上で、「別紙ー2 応募用紙」に報告書（素案）に対するご意見等を記載の上、提出してください。

(2) 「応募用紙」の入手方法

①インターネットによる入手

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yamatosaka/bosyu2.html

②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において配布。

(3) 「応募用紙」の提出先及び提出期限

応募用紙に記入の上、以下の提出先まで送付。

提出先：国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見を聴く場への応募」事務局宛

①郵送の場合：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

②FAXの場合：087-811-8417

③電子メールの場合：yamatosakadam-shikoku@skr.mlit.go.jp

(件名に、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る関係住民からの意見を聴く場の応募」と明記してください。)

提出期限：平成24年●●月●●日(●) 17時必着

(4) 意見を聴く場の開催日時、開催場所

開催日時：平成24年●●月●●日(●) ●●時から(予定)

(受付開始●●時●●分)

開催場所：●●●●●●

意見発表の応募者が多数の場合は、意見を聴く場の開催を複数日で行うことがあります。また、開催時間については、意見発表の応募者数により決定します。決定した開催日時については、平成24年●●月●●日(●)に記者発表を行うとともに、発表者へ個別に連絡します。

6. 紙面による意見提出方法

(1) 意見提出方法

報告書(素案)に対して、紙面により意見の提出を希望される方は、「別紙-3 意見提出様式」に報告書(素案)に対するご意見等を記載の上、提出してください。

(2) 「意見提出様式」の入手方法

①インターネットによる入手

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yamatosaka/bosyu2.html

②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において配布。

(3) 「意見提出用紙」の提出先及び提出期限

意見提出用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見」事務局宛

①郵送の場合：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

②FAXの場合：087-811-8417

③電子メールの場合：yamatosakadam-shikoku@skr.mlit.go.jp

(件名に、「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る関係住民からの意見」と明記してください。)

④説明会、意見を聴く場へ持参の場合

会議場前入り口付近の受付に設置している回収箱へ投函してください。

提出期限：平成24年●●月●●日（●）

7. 資料の閲覧又は入手方法

①インターネットによる閲覧（資料の入手）

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧下さい。

http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yamatosaka/bosyu2.html

②資料の閲覧場所、応募用紙・意見提出用紙の入手場所

以下の場合において、資料の閲覧、応募用紙・意見提出用紙の入手が可能です。

（ただし土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで閲覧が可能）

- ・ 国土交通省四国地方整備局 河川計画課（香川県高松市サンポート3-33）
- ・ 国土交通省大洲河川国道事務所 1階ロビー（愛媛県大洲市中村210）
- ・ 国土交通省山鳥坂ダム工事事務所 1階ロビー（愛媛県大洲市肱川町予子林6-4）
- ・ 国土交通省野村ダム管理所 1階ロビー（愛媛県西予市野村町野村8-153-1）
- ・ 愛媛県庁土木部 水資源対策課（愛媛県松山市一番町4丁目4-2）
- ・ 愛媛県南予地方局大洲土木事務所 河川港湾課（愛媛県大洲市田口甲425-1）
- ・ 愛媛県南予地方局西予土木事務所 河川砂防課

（愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445）

- ・ 大洲市役所建設部 治水第一課（愛媛県大洲市大洲690-1）
- ・ 大洲市役所長浜支所 地域振興課（愛媛県大洲市長浜甲480-3）
- ・ 大洲市役所肱川支所 治水第二課（愛媛県大洲市肱川町山鳥坂74）
- ・ 大洲市役所河辺支所 地域振興課（愛媛県大洲市河辺町植松548）
- ・ 西予市役所産業建設部 建設課（愛媛県西予市宇和町卯之町3丁目434-1）
- ・ 西予市役所野村支所 産業建設課（愛媛県西予市野村町野村12-619）
- ・ 西予市役所城川支所 産業建設課（愛媛県西予市城川町下相945）
- ・ 内子町役場本庁舎 建設デザイン課（愛媛県喜多郡内子町平岡甲168）
- ・ 内子町役場内子分庁舎 内子総合窓口センター（愛媛県喜多郡内子町内子1515）
- ・ 内子町役場小田支所 産業建設係（愛媛県喜多郡内子町小田81）

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 関係住民からの意見を聴く場における発表にあたっての留意事項

- 1) 意見の発表は、お一人につき10分以内で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守でお願いします。
- 2) 意見の発表内容は、応募用紙に記載した意見の概要に沿った内容としてください。
- 3) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 4) 公述人は、意見を聴く場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
- 5) 公述人は意見を聴く場での質問はできません。
- 6) 四国地方整備局は意見を聴く場では説明を行いません。
- 7) 公述人は代理人への公述依頼はできません。
- 8) 意見発表において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
- 10) 意見を聴く場では、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 11) 意見を聴く場での発言の内容は、後日、四国地方整備局のホームページ等で公表させていただきます。その際、正確を期すため改めて発言の内容や趣旨をご確認させていただきます場合があります。

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場応募用紙

（受付番号：_____）

受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

国土交通省四国地方整備局河川計画課
「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に
関する意見を聴く場への応募」事務局 宛

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたい
ので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

1. 本応募用紙については、「個人情報保護の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。
2. 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。

検討報告書（素案）に対するご意見の概要

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市町まで）	
		愛媛県			
③電話番号		- -		メールアドレス	
④年齢（10代、20代等の10代別でかまいません）		代		⑤性別	
意見該当箇所 頁		⑥ご意見の概要 ※楷书横書きで、できるだけ各項目毎に400文字以内で記載して下さい。			
その他		※検討報告書（素案）全体に対する意見について記載下さい。			

意見提出用紙

(受付番号:)

受付番号はこちらで記入しないでください。

【等項事項】

1. 本意見提出用紙については、「個人情報保護の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。
2. 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。

検討報告書(素案)に対する意見(1/2)

[illegible]

検討報告書（素案）に対する意見（2／2）

意見該当箇所		⑥ ご意見 ※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400文字以内で記載して下さい。
頁	行	
その他		※検討報告書（素案）全体に対する意見について記載下さい。